

北海道師範塾 「教師の道」 塾頭通信

第734号 平成26年5月13日

尊厳死法案（1）

昨年暮れ、ベルギーで子どもの安楽死を認める法案が成立したとのニュースが届き、大変驚いた事を覚えています。

ベルギーでは、2002年に18歳以上の成年の安楽死を合法化しており、昨年の12月には、この安楽死について年齢制限を外したものです。

安楽死というのは、激しい痛み等で苦しんでいる患者をその苦痛から救うために、第三者がその患者に致死量の薬剤を投与して死期を早める行為をいいます。

安楽死と似た言葉に尊厳死がありますが、これは、延命治療の停止・不開始により、患者を自然に死なせるといった行為をいいます。

例えば、末期がんで苦しむ患者に対して、抗がん剤の投与等の治療行為を行わず、痛みを緩和して安らかな死を迎えさせるといったような事も、尊厳死の範疇に入ります。

こうした安楽死や尊厳死について、欧米諸国の取り扱いを見てみますと、ベルギー以外にもオランダやルクセンブルク、スイス、更にはアメリカの一部の州で安楽死が容認されており、イギリスやフランスでは安楽死は違法とされているものの尊厳死は法律上適法とされています。

これに対して我が国では、安楽死はもとより尊厳死も法制化されていません。その背景には様々な事が考えられますが、人の死を法律で規定する事への抵抗感や人が人の命を左右する事への不安感が大きいのではないかと考えられます。

しかしながら、終末期の医療現場では、延命措置を行わないといった事実上の尊厳死が少なからず選択されているともいわれています。

2007年に、厚生労働省は「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」を公表していますが、このガイドラインでは尊厳死が認められるルールが必ずしも明確ではなく、医師が刑事責任を問われる恐れがあるのではないかとといった指摘もあり、医療現場は対応に苦慮しているのが実態といわれています。

こうした中、超党派の国会議員による「尊厳死法制化を考える議員連盟」が「終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案（尊厳死法案）」を今国会にも提案すべく、運動を展開しています。

議連は、「終末期の医療において患者の意思が尊重されるようにする」ために法制化をしようとしているとし、その内容は、終末期に係る判定、患者の意思に基づく

延命措置の不開始及びこれに係る免責等に関する事項となっています。

この法律案では、15歳以上の患者を対象に、書面等で意思表示した場合、2人以上の医師が回復の見込みのない終末期との判断で一致すれば、延命治療を行わず尊厳死を認めるとしています。なお、患者の意思表示は、何時でも撤回する事が可能となっています。

この尊厳死法案に対しては、賛否激しい議論が起こっており、実際にこの法律案が現実のものとなるかどうかは全く見通せない状況となっています。

(塾頭：吉田 洋一)